



# 羽の情報便

## 復興財源確保法の成立

積み残しとなっていた平成23年度税制改正法案と、東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案が、11月30日の参議院本会議で可決・成立、12月2日に公布・施行されました。今号では、復興財源確保法について簡単にご紹介します。

### 1. 復興特別法人税

法人(内国法人及び外国法人)には、復興特別法人税が課されます。

#### <課税事業年度>

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の事業年度(3年間)

#### <課税標準>

各課税事業年度の基準法人税額(特定同族会社の特別税率、所得税額控除、外国税額控除等の適用前における各事業年度の所得に対する法人税の額)

#### <税率> 10%

### 2. 復興特別所得税

個人及び法人には、復興特別所得税が課されます。

#### <課税年度>

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

#### <課税標準>

下記の区分に応じそれぞれに定める所得税の額(外国税額控除を適用しない場合の所得税額)

- ①非永住者以外の居住者 …… 全ての所得に対する所得税額
- ②非永住者 …… 国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税の額
- ③非居住者 …… 国内源泉所得に対する所得税の額
- ④内国法人 …… 利子・配当等に対する所得税の額
- ⑤外国法人 …… 国内源泉所得のうち利子・配当及び使用料等に対する所得税の額

(注)租税条約の規定により、国内法に定める源泉所得税が軽減又は免除される場合には、復興特別所得税は課されません。源泉所得税の徴収義務者は、源泉所得税に係る復興特別所得税額を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに納付することになります。

#### <税率> 2.1%

### 3. 個人住民税(均等割)

平成26年6月から10年間、個人住民税の均等割が1人あたり年間1,000円引き上げられ、現行の4,000円から5,000円とされます。

#### 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A

インフルエンザ対策に向けて、会社としても何らかの準備をしておきたいと思っ  
ています。マスクやハンドソープやうがい薬等が挙げられると思うのですが、これらが節税効果を生むという  
のは本当でしょうか？

消耗品は、節税の観点からは結構王道です。一定数量を取得し、かつ、経常的に消費する場合、その消耗品を棚卸しせずに、取得時に全額経費として計上ができます。本来は税法では「使用日」に経費になることになってい  
ます。つまり使っていないものは買っただけでは経費にならないのが原則です。でも継続的に使用する消耗品であれば購入日に経費にしてOKという  
特例が認められています。とはいえ、期末時に一時的に大量に購入したもののなどは、当期の経費として計上ができません。遅くとも決算日二ヶ月前からの決算対策として、利益が出そうな場合は、消耗品を購入していきましょ  
う。そして今、注目されるのはマスクです！インフルエンザや花粉症等の防止としての高性能マスクも消耗品として計上できます。一定量であれば、購入日に経費計上できるのです。この一定量もそれなりの金額になるのがマスクの特徴です。厚生労働省が二週間程度の備蓄を求めていますし、インフルエンザ等のウイルスに対応するためのマスクは一個あたりの金額が千円程度  
程度します。マスクは出来れば自分で購入せず、会社で準備してもらいましょ  
う。

## 税金まめ知識（第55回）増資と減資（2）

減資をする場合には手続きとして、株主総会の特別決議が必要になります。理由は株主の利益を守るためです。通常の決議は、株主総会に出席した株主の過半数が賛成すればその議案は決定しますが、特別決議は株主数の過半数に当たる株主が出席した上で、出席者の3分の2以上が賛成することが必要です。特別決議は減資のほかに、定款変更や株式交換など、会社の経営にとってきわめて重要な事項を決める場合に行われます。貸借対照表で見てください。

### ◆貸借対照表

#### <通常の企業の場合>

資産 1000	負債 600	株主資本 400
	資本金 200	
	資本準備金 200	

#### <繰越欠損金がある場合>

資産 700	負債 600	株主資本 100
	資本金 200	
欠損金 △300	資本準備金 200	

#### <債務超過の場合>

資産 500	負債 600	債務超過 △100
	資本金 200	
欠損金 △500	資本準備金 200	

#### <減資300を実施した場合>

資産 700	負債 600	株主資本 100
	資本金 100	
欠損金 △300	資本準備金 200	

#### <増資300を実施した場合>

資産 700	負債 600	株主資本 400
	資本金 100	
300	資本準備金 150	

お分かりになりますでしょうか。減資を行った後は、通常は増資が行われます。減資を行うと株主資本が非常に少なくなり、会社の経営が不安定になります。そこで新たに大口のスポンサーを募って、あらためて資本をつぎ込んで経営基盤を安定させます。この時には、第三者割当増資の形をとることが多く、同時に経営陣の大半を入れ替えることも行われます。

最近のケースでは、減資と増資が行われる際に、融資している金融機関が貸付金の返済を免除する「債権放棄（債務免除）」を行うこともしばしばです。経営危機のがけつぷちに置かれていた企業は、こうして経営再建に向けて動き出すこととなります。

## 1月の税務カレンダー

### 市町村の条例で定める日

個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分）

### 本年最初の給与支払日の前日

給与所得者の扶養控除等申告書の提出

### 1月10日（火）

23年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



### 1月31日（火）

11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



## 税金用語のお勉強 (6)

～あなたは間違って使ってませんか？～



### 総合課税 と 分離課税 と 源泉分離課税 の違いは？

総所得金額から各種所得控除を差し引いた額に超過累進税率を適用して税額を算出したものを「総合課税」と呼びます。「分離課税」は、特定の所得を独自の税率をかけるもので、サラリーマンなどの副業などでよく使われる方法です。利子、配当、事業、不動産所得が該当します。また、一定の税率を課税して算出するものを、「源泉分離課税」と言います。預貯金などの利子収入、配当や懸賞金が該当します。

### 均等割 と 所得割 の違いは？

「均等割」は、個人の住民税を所得に関係なく市町村に住所のある人に対して均等の額を課税することをいいます。「所得割」は、「(所得金額-所得控除) × 税率-税額控除」にて計算され、個人の住民税を所得の額に応じて課税することをいいます。



ちよっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき (29)

似ているけれど・・・違いは何？



### ■「受検」と「受験」

今まさに学生は受験シーズンですが、「受検」は、検査や検定を受けるときに使われ、「受験」は入試や資格試験などのときに使用されます。

### ■「喧喧囂囂(けんけんごうごう)」と「侃侃諤諤(かんかんがくがく)」

「侃侃諤諤」とは、遠慮せずに堂々と主張する様子を表します。また、大いに議論するという意味があります。対して「喧喧囂囂」は、大勢の人が各々勝手に発言して非常にやかましい状態を形容した言葉です。

### ■「異常」と「異状」

「異常」は、異常気温、異常な行動など、どちらかという好ましくない状態を表す際に使われます。それに対し「異状」は検査結果に異状ありというように、普通とは違った状態を表すときに用いられます。

### ■「海千山千」と「百戦錬磨」

どちらも「多くの実践で鍛えられ、経験豊富である」という意味は同意です。但し「海千山千」の場合「世の中の酸いも甘いも知り尽くしていて、ずる賢い」といったニュアンスを含んでいるため、素直に相手をほめる場合は「百戦錬磨」の方が適しています。



# 今月のコラム

新しい2012年を迎え、早くも三週間が経とうとしています。少し遅くなりましたがプラスマネジメントのお客様および羽の情報便の読者の皆様、本年もどうぞよろしくお願い致します。

昨年は、未曾有の自然災害に見舞われましたが、日本人の温かい絆も逆に感じさせられた年でした。復旧復興には、まだまだ遠い道のりですが、皆で力をあわせて今年が良い年となるよう頑張っていきたいものです。

今年には十二支という辰年ですが、十二支の五番目にあたり、動植物が奮い立つ様子を表しているそうです。辰(龍)は、昔から開運や縁起が良いものとして知られていますが、紀元前の中国で十二か月の暦を人々に広めようと覚えやすい身近な動物をあてはめたのですが、そのなかで「龍」は唯一架空の動物となったそうです。この龍は、9つの生き物に例えているそうです。体は大蛇、腹は蟹(蛇に似た架空の動物)、爪は鷹、手は虎、目は兎、頭はらくだ、角は鹿、耳は牛、うろこは鯉・・・。当社スタッフも「燃えよドラゴン！」のノリで頑張っていきたいと思っています。

巷ではインフルエンザも流行の兆しがありますが、やはり、うがいが一番の予防策です。健康には十分注意して頑張っていきましょう。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

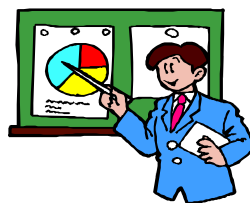
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



寒さ厳しい季節、  
健康には注意して頑張りましょう！

